

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年7月8日

東京信用組合

金融整理管財人 山内 一郎

金融整理管財人 小杉 公一

## I はじめに

東京信用組合は、平成13年6月15日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

その後、金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年1月31日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った東京信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 第1 はじめに

金融整理管財人は、東京信用組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であったものに対する責任追及を行うことが、金融整理管財人の重要な任務のひとつとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、直ちに関係役職員からの聴き取り調査を行いました。その後、外部弁護士および公認会計士を委員とした責任解明委員会を発足させる等して、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってきました。

金融整理管財人による調査は、主として、当組合の破綻直前の資産の処分、組合員への出資の払い戻し、破綻した融資先の内容等についての聴取調査、関係資料の精査を通じて実施しました。とりわけ、責任解明委員会における調査においては、平成14年7月15日の事業譲渡日までの限定された期間の中で、より実効

的な調査結果を得るため、弁護士および公認会計士によって、当組合の破綻に至る経緯の解明、破綻した大口融資先・大口償却先に対する融資の問題点の分析、並びに会計処理、配当の適法性を主たる対象として調査を行ってきました。

以下、現在までの調査の状況について報告します。

## 第2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第112条）、報告書等虚偽記載罪（協同組合による金融事業に関する法律第10条）などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書等、関係帳簿等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきました。

その結果、当初から回収見込みのない融資で、当組合の担当役員と借り手側の情実に基づいてなされたのではないかと考えられるような事案の存在が明らかになりましたが、こうした事実が、当組合に対する背任罪の対象となるや否やについて慎重な判断が必要と考えております。今後、告発等の可能性を判断するためには、担当者の事情聴取を含めたさらなる慎重な調査が必要であり、現在の時点では、明白に刑事責任を追及することが可能と考えられる事案は特定されていません。

## 第3 民事責任追及について

### 1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成13年3月末を基準日とする自己査定を実施した結果、新たに3,698百万円の貸出金償却・貸倒引当金の引当が必要であることが判明し、4,608百万円の償却・引当の計上を余儀なくされた結果3,830百万円の債務超過となることが判明したことから、自主再建を断念し、破綻公表に至ったものです。

破綻公表後、旧経営陣に対する民事責任追及のための調査と

して、金融整理管財人は、まず、破綻直前の資産処分、出資金の払戻等について関係役職員等から聴取調査を行いました。

つぎに、融資先については、破綻先、実質的破綻先の中より金融検査結果による債務者区分変更先及び償却・引当額の大きい先のうち大口与信先を調査対象とし、精力的な調査を行いました。調査の方法は、責任解明委員会を通じて貸出稟議書（付属書類を含む）、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員からの事情を聴取するなどして、取引の経緯、融資審査の実態、担保徴求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行ってきました。

さらに、責任解明委員会では、経費取引の状況、配当の適法性などについても関係書類を精査し、調査を行いました。

## 2 調査の結果

(1) 当組合の役職員からの事情聴取と関係資料から総合的に判断しますと、当組合の経営破綻の主たる原因は、信用リスクに関する旧経営陣および役職員の理解及び認識が不足していたことに加え、融資に関する審査・管理、並びに貸出金の管理・回収について金融機関としての厳格さを欠いていたこと等に起因して、大口先を含む貸出資産の改善が進まず、一方において、償却・引当額が大幅に不足してしまっていたことにあるといえます。このため平成13年3月末を基準日とする自己査定において債務超過が一举に顕在化したものと思料します。

(2) つぎに、当組合の破綻直前の資産処分、出資金の払戻等については、資産の処分時期・処分方法、出資金の払戻時期等に関し、民事責任追及の可否の観点から、旧経営陣の経営判断に対して責任追及が可能であると判断するには現在のと

ころ至っておりません。

- (3) 個々の融資案件については、第一に保全不足が多く見られました。バブル崩壊に伴う不動産価値の下落という一般的要因のみにとどまらず、融資時とりわけ追加融資の際に担保不動産の価値が既に大幅に下落し保全不足となっているにもかかわらず、融資先の財務状況等について慎重な検討を行うことなく漫然と融資を実行しているものが多く見られました。融資先の不動産の担保価値の評価についてその下落を適切に把握せずに従前の担保評価をそのまま据え置いた事案も散見されました。

第二に、融資実行時に、資金使途、返済原資、事業計画等について融資申込者の説明を鵜呑みにし、事実関係の確認はされておらず、十分な検討がないままに融資が実行された案件もありました。

第三に、融資先の業績悪化に伴い、返済条件の変更を行った先であるにもかかわらず、財務内容、返済原資等を調査することなく、安易に追加融資を行い、その後不良債権化してしまった案件もありました。

なお、役職員の家族、親族または関連企業に対する不正な融資案件はありませんでした。

- (4) 個々の融資案件を検討した結果、現在、責任追及の可否について検討を要すると思われる案件は、実質的に同一体とみなされる取引先への貸出を、形式上債務者名義を分散して実行したものと認められるものが散在することです（後記「3 調査結果に基づく検討」参照）。

この場合、当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第6条により準用される銀行法第13条（同一人に対する信用の供与等）に違反する行為を行ったものと評価される可能性があり、融資実行時においても、返済原資、返済計画について十分な精査がなされず、不動産担保による保全も不十

分、ないし全くなされていなかったことを勘案すると、旧経営陣に対する責任追及の可能性が高いといわざるをえないと思われます。

これらの諸問題については、現在、責任解明委員会において関係者からのヒアリング等さらに精力的に調査を進めているところです。

- (4) 債権回収の面においても適切さを欠く例が多く見受けられました。まず、日常の債権管理が不十分で、融資先からの返済について延滞があってもそのまま漫然と放置してしまったために予測回収額を確保することができなかつた案件が少なからず存在しました。

また、担保権実行が遅れ、バブル経済崩壊に伴う不動産価額の下落現象と相まって十分な債権回収ができなかつたと思われる事案もありました。

### 3 調査結果に基づく検討

以上の調査結果に基づき、民事責任の有無を検討する必要性があると思われる問題点を大別しますと、法令・定款等への明白な違反が問題となるものと、金融機関たる信用組合として当然要求される業務の懈怠が問題となり、これについて役員の善管注意義務違反の疑いがもたれるものであります。

まず、法令・定款違反の問題事案として、当組合の貸出金限度額の規制を大幅に超えて融資（大口信用供与規制違反）であるにもかかわらず返済財源等の検討がなされておらず、融資後全く返済がないまま現在に至っている案件等がありますが、今後融資先と当組合の役員との人的関係その他関連事項の調査を通じて、民事責任追及に十分な違法性の存在を旧経営陣に認定できるか否か、および、かかる人的関係に基づいてなされた融資について、違法性と発生した損失との間の因果関係が果たして認定できるか否かについて、さらに慎重な追加調査が必要と

判断され、現時点では提訴を行うには至っていません。

また、保全不足が認められる事案、債権回収に適切さの疑われる事案、債権管理が杜撰とみられる事案としては、バブル崩壊後の融資であるにもかかわらず、バブル時の物件の評価をそのまま流用するなど不動産の担保評価が不適切で大幅な担保割れが明白な案件、融資金の用途の確認および返済原資・返済方法の確認を十分に行うことなく杜撰な融資を行った案件、業況が悪化した大口債務者に対し、延滞回避を企図した利息貸出を継続的に行ったうえに担保預金の取り崩しを放置して保全不足を拡大した案件、および、特定の債務者の複数の借名名義人（特定債務者と実質的には同一とみなされる複数の取引先）であることを知りながら、これらに対する融資を繰り返し実行した結果、当該特定の者に対する大口信用供与規制違反を招来するとともに保全不足等により多額の不良債権を発生させた案件などがありますが、融資債権の不良債権化がはたしてバブル崩壊等による外的な要因に起因するのか、それとも、かかる要因以上に、旧経営陣の善管注意義務違反に起因するのか、そして、損失の発生との間に因果関係が存在することができるのかについて、個別の融資案件ごとに今後さらに調査検討が必要であり、現時点では、提訴を行うには至っていません。

#### 第4 旧経営陣に対する責任追及の処理

上記のとおり、刑事責任および民事責任の追及をなしうるか否かについての調査報告を行いますが、同結果に基づき、当管財人らは、責任追及の是非および可否について判断するには、更なる調査・検討が必要であり、未だその結論を出すに至っておりません。当組合は、本年7月15日をもって事業譲渡予定であることに鑑み、それまでに最終的結論を出すのは困難な状況であります。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討がなされますよう、当管財

人らが行った調査に関する関係資料を同社に引き継いだうえ、同社において責任追及を行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以上